

佐分利川漁業協同組合内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物（あゆ、こい、やまめ及びいわなをいう。（以下同じ。））の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限の関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする
 - 4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条件2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 前条により承認を受けた者の遊漁は、次の表のア欄に掲げる魚種に限り、イ欄の漁具、漁法によりそれぞれウ欄に掲げる規模の範囲内においてエ欄の区域内でなければならない。

ア 魚種名	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 区域
あゆ	竿釣		佐分利川全域
	たも網（しやで網）	網口経 50 cm以下	
	投網	網目 3 cm以上	
こい	竿釣	一人 3本以内	同上
	たも網	網口経 50 cm以下	
	投網	網目 3 cm以上	
いわな やまめ	竿釣	一人 3本以内	佐分利川 田井谷川 大谷川

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でおこなわなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	組合が定めた日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こ い	1月1日から12月31日まで
いわな やまめ	2月1日から9月30日まで

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託した遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、投網による遊漁の場合を除き、遊漁者が未就学の幼児及び小中学生徒又は身体障害者のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣 たも網 (しやで網) 投網	1日 1000円 1年 3000円
	こ い	
いわな やまめ	竿釣	

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしななければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 (1) 佐分利川漁業協同組合事務局 (おおい町 本郷)
(2) 組合が委託した遊漁承認取扱店
猿橋理容店 (おおい町 本郷)
斉藤釣具店 (おおい町 成和)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

(附則)

この規則は行政庁の認可のあった日より施行する

遊 漁 承 認 証 書

表

遊漁認証証		NO
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	年齢
承認期間		
魚 種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
発行者		
佐分利川漁業協同組合		印

裏

注意事項
1 遊漁中は必ず本証を携帯してください
2 本証の使用は本人にかぎります。
3 漁場監視員巡視の際は本証を掲示ください。
4 違反を確認した場合は遊漁をお断りします。
5 遊漁規則を厳守してください。
6 本証の再発行はいたしません。当組合員が行っている増殖事業及び漁場管理
7 当組合では、稚魚放流を実施しています。
8 遊漁料は当組合が行っている増殖事業及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。
9 組合員、遊漁者双方の負担によって漁場の環境が維持されていることをご理解ください。

漁場監視員証

表

NO	
証	
下記の者とは組合の漁場監視員であることを証明する・	
(住所)	
(氏名)	年令
有効期間	
発行者	
佐分利川漁業協同組合	印

裏

注意事項	
1	漁場監視員巡視の際は本証を携帯すること。
2	被取締者の請求あるときはこの証を掲示する。
3	取締についての言語態度を温和にされたい。
4	取締は公平にして厳重にしなければならぬ。
5	漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは、脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。